

詳細版

防犯カメラ設置の計画から、工事完了後の手続きまでわかりやすくまとめました。

実際に提出していただく書式もこのガイドラインで確認いただけます。

防犯カメラ 設置費補助金 ガイドライン

令和8年4月 改訂

横須賀市

目 次

I	補助制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 1
II	手続きの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 3
III	防犯カメラ設置の準備・・・・・・・・・・	P. 5
IV	許可手続き・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 7
V	維持・管理について・・・・・・・・・・	P. 9
VI	申請書類等記載例・見本	
A	事前相談・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 10
B	補助金交付申請・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 13
C	工事完了届・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 20
D	補助金の請求・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 22
E	実績報告書・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 24

I 補助制度の概要

1 制度の目的

町内会・自治会等が防犯カメラを設置する費用を補助することによって、犯罪の発生抑止と事件等が発生した場合の早期解決など、市民の安全・安心に貢献することを目的に実施するものです。

2 補助対象となる団体

町内会、自治会、複数の町内会・自治会で組織する団体

3 補助対象となる防犯カメラ

制度の目的の趣旨に沿った、道路等の公共空間を撮影し、記録するために特定の場所に固定して設置する防犯カメラが対象となります。マンションの敷地内など、主に私有地を撮影する防犯カメラは対象外です。（私有地に設置し、公道などの公共空間を撮影する防犯カメラは対象となります。）

4 補助対象経費

- ・防犯カメラの機器購入費及び当該カメラ設置工事にかかる費用（専用柱の設置工事費含む）
- ・レコーダー等の関連機器導入費用

5 補助対象外経費

- ・ 設置後 5 年未満の既存カメラの更新費用
- ・ 土地使用・取得費等
- ・ 維持・管理・修繕費
- ・ 予備の記録媒体購入費用

など

6 補助率等

補助対象経費の 10 分の 9 です。一基あたりの補助上限額は、従来型 270,000 円、ソーラー型 300,000 円です。

7 設置・管理運用

防犯カメラは、適切な場所に設置するとともに、プライバシー保護の観点から、撮影範囲内に防犯カメラが設置されている旨を表示させていただきます。

また、設置にあたっては、住民の理解を得るとともに、プライバシーを侵害することがないように、管理運用基準を定め、適切に管理運用してください。

Ⅱ 手続きの流れ

申請の前年度

「防犯カメラ設置の意向調査票」にて、「設置予定あり」と回答



設置位置や費用負担などについて、町内会・自治会等で意見を集約したうえで、総会で合意を得ておいてください



申請の年度
6月末までに
申請

事前相談の受付

【提出書類】→P11・12 参照

- ① 設置位置図
- ② 撮影範囲がわかる写真等



8月中旬
締め切り

補助金交付申請書の受付

【提出書類】→P14～19 参照

- ① 収支予算書
- ② 防犯カメラ管理責任者等届出書
- ③ 見積書（1者でも可ですが、複数の業者から見積書を取り、金額を比較することをお勧めします）
- ④ 防犯カメラ設置場所の使用権原を証する書類（地権者の承諾等）
- ⑤ 町内会等における防犯カメラの設置及び補助金交付申請の意思決定を証する書類（総会等の議案書、議事録等）
- ⑥ 防犯カメラ新旧比較表（更新の場合のみ）



9月中旬

補助金交付決定通知

補助金交付申請書の審査基準を満たしたときは、「補助金交付決定通知書」をもってお知らせします。



1 月末まで

業者との契約

「補助金交付決定通知書」が届いた後に、業者と契約書を取り交わしてください。



工事の完了

防犯カメラの設置工事が完了しましたら、市民生活課までご連絡ください。市が現地確認に伺いますので、お立ち合い願います。

【提出書類】→P21 参照

- ① 工事完了届
- ② 契約書の写し
- ③ 業者からの請求書



補助金の請求

現地確認後に提出してください。横須賀市にお届けいただいている金融機関に補助金をお振込みいたします。

【提出書類】→P23 参照

- ① 補助金請求書
- ② 契約書の写し
- ③ 請求書の写し



3 月ごろ

実績報告

補助事業が完了したら、「実績報告書」を提出してください。

【提出書類】→P25～29 参照

- ① 実績報告書
- ② 収支計算書
- ③ 防犯カメラ管理運用規則

※防犯カメラ稼働時までに定めておくようお願いいたします

Ⅲ 防犯カメラ設置の準備

防犯カメラの設置については、その目的や設置場所、設置維持管理に要する費用、住民の合意や許可手続き等を理解したうえで準備を進めていただく必要があります。そのために、以下の事項を参考としてください。

1 設置プランを作成する

設置する目的等を整理し、どこに設置し、どのように維持管理していくかを考えておく必要があります。以下の点についてあらかじめ整理しておきましょう。

（１）設置目的・必要性を確認する

地域で取り組んでいる防犯パトロールなどの活動を振り返り、気になっている場所や手薄になっている場所をカバーしたいなど、設置の目的・必要性を確認します。

（２）設置場所・撮影範囲を検討する

設置目的のための効果的な設置場所を検討しましょう。

（３）設置までのスケジュール・設置の許可等を確認する

設置する場所によって使用許可等が必要となる場合があります。申請から許可まで時間がかかるため、早めを確認しておくことをお勧めします。

（４）設置費用・維持管理費用の計画をたてる

業者により設置費用はさまざまですので、複数の業者から見積書を取り、金額を比較することをお勧めします。維持管理にかかる費用もあらかじめ考えておきましょう。

（５）管理・運用体制、管理・運用方法を決める

プライバシーの保護や個人情報の正しい取り扱いのため、「町内会等防犯カメラ設置費補助要綱」に沿った運用規則を作成しましょう。

(6) 防犯カメラを設置していることの表示

防犯カメラの犯罪抑止効果を高めるためには、防犯カメラを設置していることを表示することが有効です。また、プライバシー保護の観点からも、撮影範囲内に防犯カメラを設置していることを表示してください。

2 地域の合意を得る

「1 設置プランを作成する」で作成した計画を、地域の方へ説明し、合意を得ましょう。町内会等の総会で合意を得ていることが補助金交付の要件のひとつとなっているため、総会資料（議事録等）を提出していただきます。

IV 許可手続き

1 電柱に設置する場合

電柱に防犯カメラを設置する場合、電柱を設置している会社（東京電力、NTT）の許可が必要です。また、電柱を設置している会社から、市の依頼書を求められる場合がありますので、必要な場合はお申し付けください。

電柱の設置場所により、必要な手続きが変わりますので、以下「2 設置場所により必要な手続き」を参照してください。

※申請から許可がおりるまで時間を要することがあります。事前に工期を確認するなど工事完了期限に間に合うように余裕をもって申請してください。

2 設置場所により必要な手続き

（１）道路区域

道路管理者へ道路占用許可申請が必要です。

【問い合わせ先】

- ・ 国道 16 号・・・国土交通省横浜国道事務所金沢国道出張所
- ・ 国道 134 号及び県道・・・神奈川県横須賀土木事務所
- ・ 市道・・・横須賀市建設部道路維持課

（２）公園内

公園管理者の許可が必要です。

【問い合わせ先】

横須賀市建設部公園緑地課

※公園内を撮影する防犯カメラは設置できません。

(3) 民有地等

土地所有者の承諾が必要です。

電柱や独立柱が民有地内であっても、防犯カメラが公道の上空にかかる場合は、道路占用許可が必要です。

(4) 市営住宅

市営住宅の土地建物に設置する場合は、目的外使用許可が必要です。

【問い合わせ先】

横須賀市都市部市営住宅課

V 維持・管理について

1 防犯カメラの保守管理

防犯カメラの機種を選定を行う際に、部品の寿命や交換等にかかる費用、品質保証期間、故障の場合の対応、点検の頻度や点検にかかる費用などの確認をしておくことが大切です。また、電柱に設置する場合は、電柱共架料がかかります。維持・管理にかかる経費をあらかじめ見込んだ計画が必要です。

※保守点検や電気料金等の維持管理費は補助の対象となりません。町内会等の負担となります。

2 管理責任者の指定

防犯カメラを設置及び運用するにあたって、適切な管理を図るため管理責任者を指定してください。「防犯カメラ管理責任者等届出書」（P. 16 参照）を提出していただきます。

3 継続使用

設置から5年は使用に耐えるものを設置してください（町内会等防犯カメラ設置要綱第12条財産処分の制限）。

4 運用規則の作成、画像データの取り扱い

プライバシー保護や個人情報の正しい取り扱いのため、運用規則（P. 27～29 参照）を作成し、遵守してください。

警察署から画像の提供等の要望があった場合の対応については、要請のあった警察署とご相談のうえ判断をしてください。

インターネットを利用した防犯カメラは、パスワードを設定するなどセキュリティ対策をとってください。

A 事前相談

見本

防犯カメラ設置予定図



見本

撮影予定範囲

設置位置を正面から見た写真



設置位置からの撮影予定範囲の写真



B 補助金申請

記載例

令和○年度 補助金等交付申請書

令和 年 月 日

(あて先) 横 須 賀 市 長

団 体 名 横須賀町内会

申請者 代表者住所 小川町 11 番地

代表者氏名 横須賀 スカリン

担 当 者 市民 せいかつ (電話 8 2 2—9 8 0 7)

補 助 金 等 の 名 称	町内会等防犯カメラ設置費補助金
補 助 事 業 等 の 名 称	防犯カメラ設置事業
交 付 申 請 額	金 270,000 円
添 付 書 類	1 収支予算書 2 防犯カメラ管理責任者等届出書 3 見積書 4 防犯カメラ設置場所の使用権限を証する書類 5 町内会等における防犯カメラの設置及び補助金交付申請の意思決定を証する書類 6 防犯カメラ新旧比較表 (カメラを更新する団体のみ)

記載例

令和〇年度 収支予算書

収入の部

科 目	金 額	説 明
市 補 助 金	270,000円	町内会等防犯カメラ設置費補助金
町内会費	180,000円	工事代金の9/10 (上限額270,000円)を 記入してください。1,000 円未満は切り捨てです。
合 計	450,000円	

支出の部

科 目	金 額	説 明
防犯カメラ 設置費一式	450,000円	別添見積書参照
合 計	450,000円	

記載例

第3号様式（第7条第2号関係）

防犯カメラ管理責任者等届出書

年 月 日		
(あて先) 横須賀市長		
団体名 横須賀町内会		
住所 横須賀市小川町11番地		
代表者 氏名 横須賀 スカリン		
電話番号 822-4000		
防 犯 カ メ ラ 管 理 責 任 者	住 所	横須賀市小川町11番地
	氏 名	横須賀 スカリン
	電 話 番 号	822-4000
	選任年月日	令和〇年12月10日
防 犯 カ メ ラ 取 扱 責 任 者	住 所	横須賀市小川町〇-〇-〇
	氏 名	市民 せいかつ
	電 話 番 号	822-9807
	選任年月日	令和〇年12月10日
(事務処理欄)		

見本

横須賀町内会 殿

令和 年 月 日

防犯カメラ設置場所に関する承諾書

下記のとおり横須賀町内会が、私の所有する土地を使用し、防犯カメラを設置することについて承諾いたします。

記

- 1 設置場所 横須賀市〇〇1-1
- 2 設置方法 東電柱（〇〇111）に設置

氏名 防犯 まもる 印

住所 横須賀市〇〇1-1

この様式は記載例です。任意の様式で作成していただいても結構です。

見本

防犯カメラの設置及び補助金交付申請の意思決定について

〇〇町内会は、日ごろから防犯パトロールを定期的に行うなど、種々の防犯対策について、地域住民一丸となり、積極的に取り組んでいるところです。

これまでの活動が功を奏し、かつてと比して犯罪の発生は減少傾向にあります。

しかし、高齢化等により防犯パトロールの担い手が減少する中、特に犯罪抑止に効果のある「防犯カメラ」導入の必要性が考えられるようになったため、令和〇年度に「防犯カメラ設置準備委員会」を設置し、防犯カメラ設置に向け、具体的な検討に入りました。

当委員会において、防犯カメラ設置について、周辺住民のプライバシーへの配慮や、設置費や維持管理費などを考慮しながら、効果的な設置場所の検討を進めた結果、横須賀市の「町内会等防犯カメラ設置費補助」制度を利用して、〇〇に防犯カメラを設置する案をとりまとめました。

本案について、令和〇年〇月〇日に開催した定期総会に諮ったところ、承認が得られました（別紙議案および議事録参照）。

〇〇町内会として、防犯カメラの設置及び補助金交付申請について、意思決定されていることを証します。

令和〇年〇月〇日

〇〇町内会

会長 ○ ○ ○ ○

記載例

防犯カメラ新旧比較表

令和〇年度に実施する防犯カメラ更新について、更新前後のカメラの性能をご記入ください。

町内会・自治会への防犯カメラ設置費補助は、横須賀市と神奈川県が協調して、補助金を支出しますが、神奈川県には、更新により性能が向上した旨、説明する必要がありますので、お手数をおかけしますが、ご記入くださるようお願いいたします。

比較表

		既存機種	導入予定機種
カメラ	メーカー (製造会社)	株式会社〇〇	株式会社〇〇
	型番	K 123-456	K 123-789
	画素数	200 万 画素	200 万 画素
	撮影画角	70 °	90 °
記録媒体	型番 (カメラ一体の際記入不要)	R 456	R 789
	容量	1 2 8 G B	2 5 6 G B
	記録時間 (最良画質の場合)	約 1 4 日	約 3 0 日

その他特記事項

新規導入予定機種のカメラの画素数は増えないが、カメラの全体の性能が向上しており、既存機種より遠いところまで撮影が可能となったため、撮影画角の増と併せ、撮影範囲が約2倍に拡大した。

町内会・自治会名 横須賀町内会

C 工事完了届

工事完了届

令和 年 月 日

（あて先）横須賀市長

団 体 名 横須賀町内会

住 所 横須賀市小川町11番地

代表者 氏 名 会長 横須賀 スカリン

電話番号 8 2 2 - 4 0 0 0

防犯カメラ設置工事が完了したので、下記のとおり報告する。

完了年月日：令和〇年 2月 10日

D 補助金の請求

記載例

令和 年 月 日

請 求 書

横須賀市長 様

団 体 名 横須賀町内会

住 所 横須賀市小川町 11 番地

代表者職名・氏名 会長 横須賀 スカリン

電 話 8 2 2 - 4 0 0 0

¥ 270,000.-

令和〇年度町内会等防犯カメラ設置費補助金として、上記の金額を請求します。

※押印いただいた場合は、本件責任者、担当者の記入は不要です。

・ 本件責任者 横須賀 スカリン

電 話 8 2 2 - 4 0 0 0

・ 担 当 者 市民 せいかつ

電 話 8 2 2 - 9 8 0 7

E 実績報告書

記載例

実 績 報 告 書

令和 ○年 3月 10日

(あて先) 横 須 賀 市 長

団 体 名 横須賀町内会

申請者 代表者住所 横須賀市小川町ⅠⅠ番地

代表者氏名 会長 横須賀スカリン

補助事業等の名称	防犯カメラ設置事業
交 付 決 定 額	金 270,000 円
精 算 額	金 270,000 円
補助事業等完了年月日	令和 年 月 日
精算に係る収支明細	別添収支決算書のとおり
添 付 書 類	1 収支決算書 2 領収書の写し（補助対象の経費であることが明記されているもの） 3 防犯カメラ運用規則

日付はこちらで記入します

記載例

収支決算書

町内会等名 横須賀町内会

収入の部

科 目	金 額	説 明
市 補 助 金	270,000 円	町内会等防犯カメラ設置費補助金
町内会等負担金	180,000 円	
合 計	450,000 円	

支出の部

科 目	金 額	説 明
防犯カメラ 設置工事代金	450,000 円	
合 計	450,000 円	

〇〇〇自治会防犯カメラ運用規則

(目 的)

- 第1条 〇〇〇自治会は、横須賀市防犯カメラ設置費補助要綱（以下要綱という）によって設置された防犯カメラの運用について必要な事項を定める。
- 2 〇〇〇自治会は、〇〇〇自治会域内の犯罪予防に有効な防犯カメラを設置し、住民のプライバシー保護を保ちつつ適切な運用管理を行うものとする。

(防犯カメラの設置場所)

- 第2条 防犯カメラの設置場所は次の〇ヵ所とする。ただし今後、住民からの要望に基づき〇〇〇自治会が必要と認めた場合は、設置基準を満たす範囲内において増設する。
- (1) 〇〇町1丁目1番地 〇〇公園わき

(撮影の範囲)

- 第3条 防犯カメラによる撮影は、犯罪予防の目的を達成するために必要な範囲に限るものとし、特定の個人または建物等を監視することがないように配慮する。

(防犯カメラ運営委員会の設置)

- 第4条 〇〇〇自治会は、防犯カメラの適切な運用管理を行うため、「〇〇〇自治会防犯カメラ運営委員会（以下「運営委員会」という）」を設置する。
- 2 運営委員会は、委員会の中に防犯カメラ管理責任者（以下「管理責任者」という）と防犯カメラ取扱責任者（以下「取扱責任者」という）を置く。
- 3 管理責任者は、防犯カメラの適正な運用および維持・管理を行う。
- 4 取扱責任者は、管理責任者の補佐および適正な防犯カメラの取扱並びに画像管理を指揮する。
- 5 管理責任者または取扱責任者（以下「管理責任者等」という）については要綱第7条（2）に規定する「防犯カメラ管理責任者等届出書」（第3号様式）により、横須賀市長に届け出なければならない。また、これを変更するときも要綱第8条に基づき同様とする。

(運営委員会の役割)

第5条 防犯カメラが設置されていることが認識できるよう、〇〇〇自治会内の適切な場所に看板を設置しその旨を表示する。

- 2 防犯カメラで録画記録された画像により、知り得た情報の漏洩または不正な利用をしてはならない。
- 3 取扱責任者に指示をして、防犯カメラ及び周辺機器を適宜巡回させ、防犯カメラの正常な運用状態を維持し、必要に応じ適切な措置を講じる。

(撮影画像の保管・扱い)

第6条 撮影画像及び画像を収録した記録媒体（以下画像等という）は、事件等が発生した、または発生の恐れがある場合等や当該機器の点検等を行う場合を除いて、一切表示させない。

- 2 画像の表示が必要な時は、管理責任者等の許可を得た者が、運営委員立ち会いのもとで行う。
- 3 画像のデータ（以下単にデータという）を他の記録媒体に保存する必要がある場合には、撮影された画像の内容を加工したり、不必要な複製をしてはならない。
- 4 画像の印刷及びデータの複製は必要最小限にとどめ、万一、印刷または複製された画像等はもとの画像等と同一に厳正に取扱わなければならない。
- 5 画像等は原則として外部への持出しは禁止し、保守点検等の理由で外部への持出しが必要な場合は、管理責任者等の許可を得て行うものとする。
- 6 画像等の保存期間は、事件等が発生または発生した恐れのある場合等特段の事情がある場合を除き、概ね1か月以内とする。
- 7 画像等の保存期間が経過したとき、または画像等の必要がなくなったときは、第7条で提供した画像等を除き、画像を初期化又は上書きにより消去し、または、当該画像等を裁断、破砕等復元できない方法で廃棄しなければならない。
- 8 運営委員会は、管理責任者および取扱責任者をして、画像等の不正使用、改ざん、滅失、漏えいなどの事故を未然に防止するための必要な措置を講じなければならない。

(画像等の目的外利用)

第7条 画像等は、次の事項のいずれかに該当する場合を除き、防犯カメラの設置目的以外の目的に利用し、または外部に提供すること（以下「目的外利用」という）は出来ない。

- ① 法令に基づく場合
- ② 捜査機関から、犯罪捜査目的による要請を受けた場合
- ③ 画像内の個人情報の本人または本人が死亡している場合は遺族の同意がある場合
- ④ 画像内に個人情報がない場合
- ⑤ 個人の生命・身体および財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない場合
- ⑥ その他公共の利益のためにやむを得ない場合

2 前項に基づき、画像等を目的外利用する場合は、管理責任者等の許可を必要とする。

3 管理責任者等は、画像等を目的外利用した場合には、次の事項を記録し保存しなければならない。

- ① 目的外利用の日時
- ② 目的外利用の目的
- ③ 目的外利用者の確認（名前・住所・連絡先電話）
- ④ 目的外利用の画像等の範囲

4 管理責任者等は、目的外利用者に対し、目的外利用をする画像等の本運営基準に準じた適正な取扱いおよび安全管理を求めなければならない。

(防犯カメラの運用会計)

第8条 防犯カメラの運用に必要な費用は、運営委員会の会計予算に「防犯カメラ維持管理費」として計上し、〇〇〇自治会の会計規定に則り〇〇〇自治会会計担当者が執行する。

(苦情処理)

第9条 運営委員会は、住民等から防犯カメラの設置、運用および維持管理に関する苦情または問い合わせに対し、誠実かつ迅速に対応しなければならない。

附 則

この規則は、令和 年 月 日より適用する。

問い合わせ先

民生局地域支援部 市民生活課 防犯・生活安全係

電話 822-9807

FAX 827-4803

E-mail cl-ci@city.yokosuka.kanagawa.jp

ホームページ

